

令和元年度

熊野町農業委員会

議事録

第3回

熊野町農業委員会

令和元年度第2回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和元年8月20日(火)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

委員	1番	木原	哲男
----	----	----	----

5. 農地利用最適化推進委員

委員		稲垣	寿計
----	--	----	----

6. 議事録署名委員(2人)

委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠

7. 農業委員会事務局職員

事務局長		福嶋	春樹
------	--	----	----

農業委員会書記		内田	直人
---------	--	----	----

8. 熊野町職員

都市整備課 課長補佐		木下	祐弘
------------	--	----	----

都市整備課 主査		諏訪本	壮太
----------	--	-----	----

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和元年度第3回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。6番立花委員と7番空田委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>それでは、これより審議に入ります。</p> <p>日程第1、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。</p> <p>申請場所は 地区の を進入し約400mの田3筆1,517㎡、畑1筆74㎡の合計4筆1,591㎡になります。</p> <p>今回の議案の内容は、譲渡人が、高齢となり、町外に居住していることから今後耕作の継続が難しくなっているため、譲受人に売買による所有権移転となります。譲受人はこの所有権移転により、農地を約16アール所有することになるため、本町の下限面積の10アールを満たしております。また、譲受人は、これまでも当該農地において、譲渡人を手伝う形で農業を行っておられたことから、設備等は揃っております。また、今後はご家族で農業を行っていきたいという意向もあるなど継続性についても問題ないと考えております。農地法第3条の規定による許可申請については、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 委員お願いします。</p>
委員	<p>事務局と8月7日に現地を確認しました。</p> <p>地目は田となっておりますが、現況は畑として利用されており、オクラや大豆等が栽培されています。また、この農地は高低差があるのですが、法面についても適切に草刈りがなされていました。</p>

	<p>譲受人の方は、これまで農地を所有されてはおられないようですが、事務局の説明にもありましたとおり、補助という形で農業に携わっておられたようで、農機具等も引き続き従前のものを利用できるということで、今後の農業の継続性についても問題ないと思います。このように、農業をしたいという方がおられたら、農業をして頂いたら良いのかなと思います。以上で報告となります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件につきまして、何か質問はありませんか。</p>
委員	<p>この話は新規就農者を増やすということでええことじゃね。常々いっているように裾野を広げてから、農地は空いているんだから誰でも出来るような。いっぱい空いているんだから。やるという人がいたらどんどんやってもらえたらええと思うんじゃが。広くみんなに開放するということはええことよの。</p>
事務局	<p>下限面積を1,000㎡以下に設定している委員会もありますので検討をしていきたいと思います。</p>
議長	<p>他に質問はないでしょうか。 質問がないようですので、お諮り^{はかり}します。 議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に日程第2、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号の農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。北部農道沿いにある を 方面に200m進み、右に曲がって をさらに下ったあたりの4筆となります。所有者の さんが亡くなられ、相続人が不</p>

	<p>在であったことから、相続財産管理人となった さんが相続整理をされ、親戚にあたる さんに所有権移転されます。当該地は、農業振興地域の農地ですが、昨年10月の委員会で、除外することを承認頂き、その後12月3日に除外する旨を公告しています。その際に説明させて頂きました当初の計画どおり、今後は資材置場等として利用されるとのことです。現状の土地をそのまま利用されるとのことで、資金計画等を含め計画は妥当かと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第3、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号について、ご説明いたします。市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することが認められております。本件につきましては、先月に農地転用届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、農地法第5条の規定による届出が2件ありましたことを、ご報告します。説明については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。 ここで事務局から連絡事項があります。</p>
事務局	<p>(利用状況調査の実施について説明)</p>
議長	<p>次回の農業委員会は9月20日金曜日の午前9時から開催予定です。 議案については9月10日以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和元年度第3回熊野町農業委員会を閉会します。</p>

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印